

和泉市土産品開発支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年8月27日

和泉市長 辻 宏 康

和泉市土産品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和泉市の特色と地域資源を活かした魅力ある土産品を開発し、販売するものに対し、予算の範囲内において、開発費用を補助することで、観光客等による消費拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、和泉市補助金等交付規則（平成23年3月25日規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法人その他の団体及び個人であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人その他の団体の場合は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）が同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当しないこと。
- (2) 個人の場合は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (3) 市税の未納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、和泉市観光アクションプランの重点魅力創出エリア（北部、中部、南部）の特色を踏まえた土産品を新たに開発し、道の駅いずみ山愛の里及びいずみの国観光おもてなし処において、観光客等に販売する事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。なお、補助対象経費は交付決定日以降に要する経費を対象とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、500,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、和泉市土産品開発支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添

えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請期間は、市長が別に定める。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、和泉市土産品開発支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査にあたり、知識経験を有する者の意見を聴くことができる。

3 第1項の場合に際し、市長は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請事項の変更等）

第7条 前条により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）が第5条第1項による申請事項について変更又は中止しようとする場合は、和泉市土産品開発支援事業補助金変更（中止）申請書（様式第5号）に、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、当該内容に係る承認の可否について決定し、和泉市土産品開発支援事業補助金変更（中止）決定通知書（様式第6号）を申請者に通知するものとする。

（補助事業の実施）

第8条 補助決定者は、交付決定を受けた日から令和4年2月28日までの間に補助対象事業を完了しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、次に掲げるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 収支計算書（様式第8号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 土産品の完成品
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書等の審査及び第14条に規定する現地調査等により、当該報告書等が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、和泉市土産品開発支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、和泉市土産品開発支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交

付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 補助対象事業を中止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定に相当でない事実が判明したとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、和泉市土産品開発支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、和泉市土産品開発支援事業補助金返還命令書（様式第12号）により、その返還を命ずるものとする。

2 補助決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金を返還命令書に基づき、速やかに返還しなければならない。

（現地調査等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対して、補助金の収支及び補助金に係る帳簿その他について、現地調査を実施し、又は報告を求めることができる。

（販売状況報告）

第15条 補助決定者は、補助事業完了後、本事業で開発した商品の販売を開始した年度から3年間、各年度の販売状況報告書（様式第13号）を、市長の定める日までに市長に提出しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

別表 補助対象経費（第4条関係）

| 項目 | 補助対象経費 |
|-----------|----------------------------|
| 原材料費 | 原材料購入に要する費用 |
| 容器包装費 | 商品の容器又は包装材の購入に要する費用 |
| 設備賃借料 | 機械装置の賃借に要する費用 |
| 委託加工費 | 材料を供給し、製造工程などの一部を外部に委託する費用 |
| 検査費 | 品質検査・分析に要する費用 |
| デザイン製作委託費 | パッケージ等のデザイン製作の委託に要する費用 |
| 広告宣伝費 | 広告及び宣伝に要する費用 |
| 市場調査費 | 市場調査を委託する費用 |
| その他経費 | 市長が必要と認める経費 |